

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年3月24日(2016.3.24)

【公開番号】特開2014-150909(P2014-150909A)

【公開日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-045

【出願番号】特願2013-21829(P2013-21829)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 U

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月2日(2016.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに直交する縦方向及び横方向と、肌対向面及び非肌対向面とを有し、前記横方向に延びる前ウエスト域及び後ウエスト域と、前記縦方向に延びて前記前後ウエスト域に連結するクロッチ域と、少なくとも前記クロッチ域の前記肌対向面に設けられる体液吸收パネルとを備え、

前記前後ウエスト域の側縁部どうしが、前記縦方向に延びる一対のシーム部において接合されて、前記前後ウエスト域の上端部により胴回り開口縁が形成され、前記クロッチ域の前記横方向両側に一対の脚回り開口縁が形成されるとともに、

前記前後ウエスト域に前記横方向に延びる胴回り弾性部材が伸長状態で取り付けられ、前記体液吸收パネルの両側縁に沿って延びる一対の立体カフが少なくとも前記クロッチ域に設けられ、前記立体カフが前記縦方向に延びる固定縁部及び自由縁部を有し、前記固定縁部が前記クロッチ域に接合され、前記自由縁部に沿って立体カフ弾性部材が伸長状態で取り付けられる低月齢児用のパンツ型おむつであって、

前記前後ウエスト域の前記シーム部における接合を解除して前記おむつを平面状に伸展したとき、前記前後ウエスト域のそれぞれが、前記前後ウエスト域の前記上端部側に位置して前記横方向に延びる第1伸縮領域と、前記第1伸縮領域に隣接して前記横方向に延びる第2伸縮領域とを有し、前記縦方向における前記第1伸縮領域と前記第2伸縮領域との寸法比が1:1.6~2.2の範囲であり、

前記第2伸縮領域に取り付けられる前記胴回り弾性部材の伸長倍率よりも、前記第1伸縮領域に取り付けられる前記胴回り弾性部材の伸長倍率の方が低く、かつ、前記自由縁部に取り付けられる前記立体カフ弾性部材の伸長倍率よりも、前記第2伸縮領域に取り付けられる前記胴回り弾性部材の伸長倍率の方が低いことを特徴とする前記おむつ。

【請求項2】

前記前後ウエスト域の前記シーム部における接合を解除して前記おむつを平面状に伸展したとき、前記第1伸縮領域に取り付けられる胴回り弾性部材の伸長倍率と、前記第2伸縮領域に取り付けられる胴回り弾性部材の伸長倍率とが、いずれも2.2~2.3倍の範囲にある、請求項1に記載のおむつ。

【請求項3】

前記おむつが、前記前後ウエスト域の前記シーム部における接合を解除して前記おむつ

を平面状に伸展したとき、前記おむつの縦方向寸法を二等分する横方向中心線を有し、前記体液吸收パネルの前記縦方向における両端部が、それぞれ、前記前ウエスト域と前記後ウエスト域に位置し、

前記前後ウエスト域のそれぞれが、前記一対のシーム部において前記クロッチ域に最も近いシーム部の下端縁どうしを結ぶ仮想線を有し、

前記前後ウエスト域のそれぞれにおいて、前記仮想線から前記体液吸收パネルの端部までの前記縦方向における寸法が、前記仮想線から前記前ウエスト域または前記後ウエスト域の前記上端部までの前記縦方向における寸法の、少なくとも70%である、請求項1又は2記載のおむつ。

【請求項4】

前記体液吸收パネルが吸收体を備え、前記吸收体の前記縦方向における前記両端部が、前記前後ウエスト域のそれぞれにおいて前記第2伸縮領域の一部と重なり合う、請求項1~3のいずれかに記載のおむつ。

【請求項5】

前記前後ウエスト域を接合して形成される環状のベルト部全体を最大周長の90%に伸長したときの引張荷重が8N以下である、請求項1~4のいずれかに記載のおむつ。

【請求項6】

少なくとも前記クロッチ域において、前記体液吸收パネルの両側縁部に沿って、前記縦方向に延びる脚回り弹性部材が伸長可能に位置し、

前記前後ウエスト域の前記シーム部における接合を解除して前記おむつを平面状に伸展したとき、前記体液吸收パネルの両側縁部に取り付けられる前記脚回り弹性部材の伸長倍率と、前記自由縁部に取り付けられる前記立体カフ弹性部材の伸長倍率とが同じである、請求項1~5のいずれかに記載のおむつ。